

## 第120回大阪府大規模小売店舗立地審議会

令和4年7月4日（月）

大阪府咲洲庁舎23階 中会議室

（開会 午前10時00分）

○**司会** ただいまから第120回大阪府大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

本日は委員8名のうち6名がご出席です。大阪府大規模小売店舗立地審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会は有効に成立しております。

本日の審議会では、議題（1）としまして、令和4年1月に届出されました（仮称）イオンフードスタイル中神田店の新設1件、令和3年11月に届出されましたニトリモール東大阪の変更1件の案件に関しましてご審議をいただきます。

では、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

本日の次第、次に、配席表。資料1、（仮称）イオンフードスタイル中神田店。別添資料1、市からの意見書等（仮称）イオンフードスタイル中神田店。資料2、ニトリモール東大阪。別添資料2、市からの意見書等ニトリモール東大阪。以上でございます。

本日の出席確認のため出席表をお配りしておりますので、用紙に御署名いただきますようよろしくお願いいたします。

本日の傍聴者は6名となっております。

それでは、以降の議事進行について、辻会長、よろしくお願いいたします。

○**辻会長** 委員の皆様には何かとお忙しい中、本日の審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日の議案は、大規模小売店舗立地法に基づき、届出のありました新設1件、変更1件について、既に知事から諮問いただいているものでございます。

では、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず、議題1の大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について、（仮称）イオンフードスタイル中神田店に関する届出の内容等について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○**事務局** 審議会案件①「（仮称）イオンフードスタイル中神田店」について説明。

○**辻会長** ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、各委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思いますが、ご欠席の委員からご意見等はございましたでしょうか。

○**事務局** 特段の意見はいただいておりません。

○**社会長** 分かりました。

それでは、委員の皆様よろしく申し上げます。

○**井ノ口委員** 近くに小学校があり、歩行者の動きが気になります。今回、南北道路をセ  
ットバックして確保した歩道の先が車道で危険だと思いました。

○**事務局** 確かに計画地の周りにつきましては歩道がない構造になっており、来店客用の  
敷地内の道を通ることになります。ただし、児童は、東西南北方向に柵がある道を通る  
という学校のご指導もあると聞いております。交差点の信号のあるところを通るように  
チラシなどで十分周知すると聞いております。

○**事務局** 事務局から補足で申し上げます。

今回の計画地の北東の交差点は、もともと車道用の信号があり、歩道用の信号がない、  
変則的な状態になっています。今回の施設の設置に合わせて滞留場所を設けるのであれ  
ば、歩行者用の信号を設置することになりました。結果として児童も含めた通行者の安  
全が確保されることになります。

○**井ノ口委員** 南側に抜ける人が新しく設置された道を通らないように何か工夫が要る  
と思いました。

○**事務局** 新しく造られた道に関しては、店舗から出てきて、信号交差点に行くための用  
途にしか使えませんので、運用について設置者にきっちりお伝えします。

○**渡辺委員** ただいま歩行者の安全に関するご指摘がありました。本日の資料の説明会実  
施状況報告書にも記載されております。通学路に指定されている道路について交通誘導  
員はどうするのかという質問に対して、利用状況によって検討します等の回答をしてい  
ます。

交通安全に関して検討すると、事業者も前向きではありますが、それを担保するべく、  
行政機関の方にぜひご留意いただきたいと思います。

○**事務局** ご意見のとおり、申請地付近は交通量も多く、店舗の前面道路は小学校の通学  
路です。設置者の方はもちろん、行政機関にも今回の案件について、交通に関する危険  
性があるとお伝えしてまいります。

また、全体の啓蒙については、関係する行政機関と共に引き続き取り組んでいきたく  
と思います。

○**長谷川委員** 敷地内の北東に駐輪場がありますが、駐輪場を利用する人からあまり住居

側が見えないような配慮というのはあるのでしょうか。

○**事務局** 確認しましたところ、壁等の設置の予定はないということでした。代わりに、設置者のほうから、近隣の住居の方には任意の説明をしていると伺っております。今後何か課題が出てくるようであれば、詳細について協議するとのことでした。

○**長谷川委員** 分かりました。

○**何委員** 騒音の予測資料に掲載されている西側の排気口、旧排気口と屋上設備、エアコンの設置が西側にも何台か設置されております。騒音や調理臭などの臭いに関して近隣住民にどういったご配慮がされているのかについてお伺いしたいと思います。

○**事務局** 騒音につきましてはシミュレーション上、いずれも規制基準以内になっております。

臭気に関しましては、開口部を住居側の反対側に向けることになっております。もし問題が出た場合は別途、検討すると聞いております。

○**社会長** いろいろとご意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、ニトリモール東大阪に関する届出の内容等について、事務局からご説明をお願いいたします。

○**事務局** 審議会案件②「ニトリモール東大阪」について説明。

○**社会長** ありがとうございます。

本件につきまして、各委員の皆様から御意見を伺いたいと思いますが、欠席の委員から何かご意見がございましたら、事務局からお願いします。

○**事務局** 特に預かっておりません。

○**社会長** 分かりました。

それでは、各委員の皆様からご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひいたし

ます。

○**何委員** 今回の変更は、朝の荷さばきの時間帯が6時から4時へとかなり前倒しされています。交通整理の誘導員も配備されておらず、荷さばき車両が右折入庫をしてしまう可能性があると思います。右折入庫禁止の看板が設置されていますが、業者の方に注意を徹底していただけたらと思います。

○**事務局** ご意見いただいた内容につきましては、左折入場・左折退場は早朝の時間帯でも徹底するよう、すでにお伝えいただいていると設置者から聞いております。

また、地元自治会とも、左折入場・左折退場について徹底しますと約束もしているの  
で、確実に履行できていると考えております。

○**社会長** ほかの委員の皆様から、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

○**平栗委員** 南側にL字のような配置で建っている集合住宅がありますが、このような形状だと建物の南側にある駐車場から発生した音が店舗方向に集中して反射される恐れがあります。今後、同様の周辺状況の新設案件があればご配慮ください。

○**社会長** ほかにご意見、ご質問はございますか。

それでは、ニトリモール東大阪につきまして、各委員の先生から、皆様からいろいろ  
とご意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、原案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** ありがとうございます。

本日これで予定しておりました審議は終了いたしました。

知事に対する答申文案、原案は本日の審議内容を踏まえた上で作成し、知事に答申してまいります。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○**司会** ご審議ありがとうございました。

以上で本日の審議会を終了いたします。